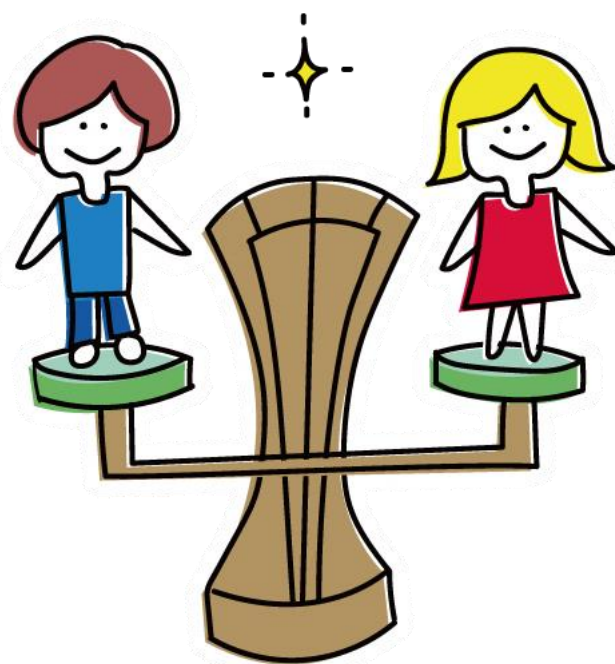


山江村

第3期男女共同参画基本計画

～男女がともに尊重し、助け合い、幸せを感じるむら 山江～

2021▶▶▶2025



山江村の新しい男女共同参画基本計画ができました

「男女共同参画計画」とは、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示すものです。

計画の期間は、令和3（2021）年度～令和7（2025）年度までの5年間とし、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、社会全体の意識と行動の変革を進めることで男女共同参画社会の実現を目指すものです。

1 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条)

男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

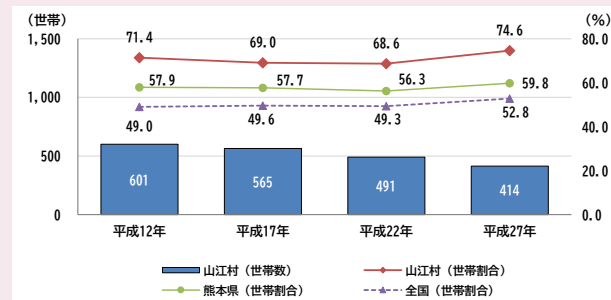
ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

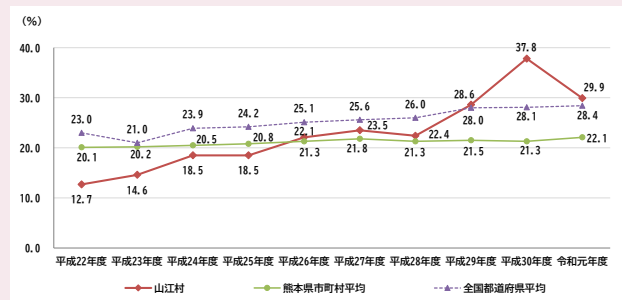
2 山江村の男女共同参画の現状

この計画の策定においては、男女共同参画に関する現状や意識等を把握するために、統計データの基礎調査を行うとともに、村民アンケート、村役場職員アンケートを実施しました。

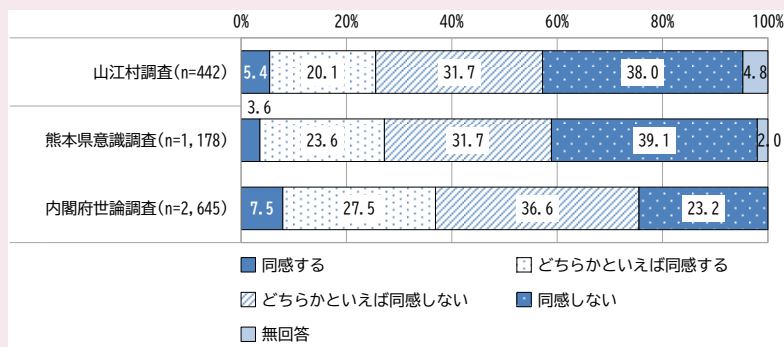
■ 子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移



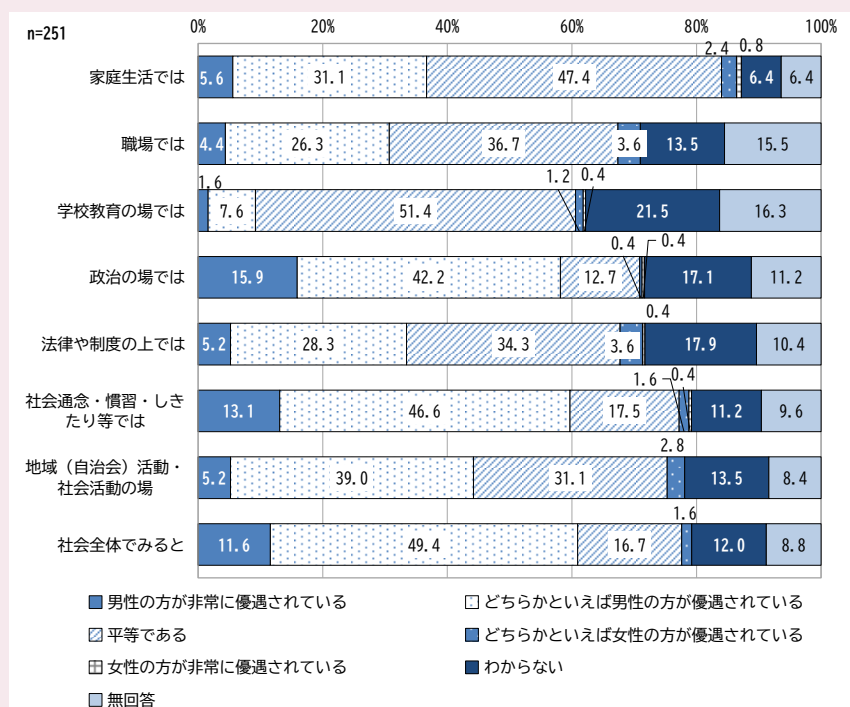
■ 審議会等における女性割合の推移



■ 固定的性別役割分担意識 (村民)



■ 各分野における男女の地位の平等感 (村民)



3 取り組みの体系

基本理念

男女がともに尊重し、助け合い、 幸せを感じるむら 山江

基本目標

基本目標 1
男女共同参画社会の実現に
向けた意識づくり

基本目標 2
誰もが安心して暮らせる社
会づくり

基本目標 3
男女がともに参画する社会
づくり

基本目標 4
女性が活躍し、男女がとも
に働きやすい環境づくり

基本目標 5
男女間に対する暴力を許さ
ない対策の充実

基本施策

- (1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進
- (2) 学校等における男女共同参画の推進
- (3) 生涯学習における男女共同参画の推進
- (4) 性の多様性についての理解促進

- (1) 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進
- (2) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり

- (1) 村の施策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (2) 家庭における男女共同参画の推進
- (3) 地域における男女共同参画の推進
- (4) 防災・災害対策における男女共同参画の推進

- (1) 女性の活躍を支える環境の整備
- (2) 仕事と家庭・地域生活の両立支援
- (3) 働く場における男女共同参画の推進

- (1) DVの防止に向けた情報提供や啓発
- (2) 相談・連携体制の整備・充実
- (3) 被害者に対する支援の推進



4 計画の内容

基本目標 1

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

◆行政が取り組むこと

(1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進

さまざまな機会において、男女平等に関する正しい知識の普及と意識啓発を推進します。

- 固定的性別役割分担意識の解消のための啓発
- 男女共同参画に関する情報提供
- 関連図書の収集、紹介
- 村職員の研修会の実施

(2) 学校等における男女共同参画の推進

個性を大切にした教育の推進に努め、性別や国籍等に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図ります。

- 子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進
- 子どもの発達段階に応じた指導内容・方法等の充実
- キャリア教育の推進

(3) 生涯学習における男女共同参画の推進

あらゆる人々へ男女共同参画に関する学習の機会を提供し、性別にとらわれず、その人の個性を尊重できるように人権意識や男女共同参画の意識づくりを推進します。

- 男女共同参画に関する生涯学習の推進
- 人権教育の充実
- メディア・リテラシーの向上のための支援

(4) 性の多様性についての理解促進

基本的人権が尊重され、性的少数者であることを理由に差別などが行われることがないように、性の多様性への理解促進に努めます。

- 性の多様性に関する啓発、相談対応

■村民に取り組んでほしいこと

- 性別による固定観念の押し付けをしていないか、日々の言動を見直しましょう。



基本目標 2

誰もが安心して暮らせる社会づくり

◆行政が取り組むこと

(1) 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進

誰もが生涯を通じて心身の健康が維持できるよう支援を行います。

- 思春期を中心とした心の教育・性教育の推進
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知・啓発
- 母子保健サービスの充実
- 生涯を通じた男女の健康増進

(2) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり

すべての人が安心して暮らせるよう、経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、相談体制の充実を図り、自立に向けた支援を行います。

- ひとり親家庭等の自立支援
- 介護、高齢者福祉、障がい者福祉サービスの充実
- 高齢者・障がい者（児）の生活を総合的に支援する取り組み
- 様々な困難を抱える人々への支援
- 外国人への支援

■村民に取り組んでほしいこと

- 村民一人ひとりが健康について関心を持ち、日常生活の中で健康増進に努めましょう。

基本目標 3

男女がともに参画する社会づくり

◆行政が取り組むこと

(1) 村の政策・方針決定過程への女性の参画の推進

村政のあらゆる分野で男女共同参画の視点に基づき、審議会等への女性委員登用や女性管理職の登用を推進します。

- 各種審議会等への女性委員登用の推進
- 女性管理職の登用の推進

(2) 家庭における男女共同参画の推進

男女がともに家事、育児、介護等に参画するよう広報等を通じて啓発します。

- 男性の家事・育児・介護などへの積極的参加の促進
- 家庭で活躍する男性の事例紹介
- 情報提供の推進

(3) 地域における男女共同参画の推進

女性の意識の底上げを図るとともに、各種団体等との連携や地域リーダー等への啓発に努めます。

- 地域における男女共同参画の周知・啓発
- 地域活動や地域リーダーに対する男女共同参画の啓発
- 仲間づくりや情報共有の場の提供

(4) 防災・災害対策における男女共同参画の推進

地域における様々なニーズに対応できる防災・災害対策等の活動を推進するために、女性の積極的な参画を促進します。

- 防災活動での男女共同参画の推進
- 男女共同参画の視点に立った防災対策

■村民に取り組んでほしいこと

- 村政や地域活動への女性の進出を理解し、支援しましょう。

基本目標 4

女性が活躍し、男女がともに働きやすい環境づくり

◆行政が取り組むこと

(1) 女性の活躍を支える環境の整備

一人ひとりが自分に合った働き方を選択でき、男女がともに働き続けるため、子育て支援及び介護サービスの充実を図ります。

- 保育サービスの充実
- 介護、高齢者福祉、障がい者福祉サービスの充実 (再掲)
- 男性の意識改革

(2) 仕事と家庭・地域生活の両立支援

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス促進に向けた啓発活動に努めます。

- ワーク・ライフ・バランス促進のための啓発
- 働き方改革の促進

(3) 働く場における男女共同参画の推進

男女がともに対等なパートナーとして能力を発揮し、いきいきと働くことができるよう、事業所等への啓発や育児休業・介護休業の取得促進などの支援に努めます。

- 働きやすい職場環境づくりに向けた啓発
- あらゆるハラスメント等の防止
- 育児・介護休業法の制度活用の推進
- 多様な働き方に関する情報提供
- 農業における男女共同参画の推進
- 再就職や起業・創業に関する情報及び学習機会の提供

■村民に取り組んでほしいこと

- ワーク・ライフ・バランスについて理解し、積極的に取り組みましょう。

基本目標 5

男女間に対する暴力を許さない対策の充実

◆行政が取り組むこと

(1) DVの防止に向けた情報提供や啓発

暴力行為は深刻な人権被害であるとの認識のもと、被害の未然防止に取り組みます。

- 暴力等の被害防止に向けた啓発
- デートDV対策の推進
- 女性の防御力の向上

(2) 相談・連携体制の整備・充実

相談体制の充実とともに、関係機関との連携強化を図ります。

- DV等に関する相談支援
- 関係機関等との連携による被害者の早期発見と支援体制の充実

(3) 被害者に対する支援の推進

被害者やその同伴者の一時保護が安全かつ確実に実施されるよう支援を行うとともに、個人情報等の厳重な管理に努めます。また、被害者の自立に向けて、被害者の立場に立った支援に努めます。

- 被害者に関する個人情報保護の徹底
- 被害者の自立への支援

■村民に取り組んでほしいこと

- 普段の言動に相手の人権を侵害する行為がないか見直しましょう。

5 計画の数値目標

基本目標	項目	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
1	学校教育における男女平等達成感	52.0%	60.0%
1	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女平等達成感	25.1%	40.0%
1	男女共同参画社会基本法の認知度	20.1%	30.0%
1	山江村第3期男女共同参画推進計画の認知度	—	30.0%
1	村広報紙、その他メディア等への男女共同参画社会づくり推進の記事等掲載の回数	—	6回
2	乳がん検診受診率	46.4% (令和元年度)	50.0%
3	家庭生活における男女平等達成感	55.4%	70.0%
3	地域活動・社会活動の場での男女平等達成感	36.7%	50.0%
3	職場における男女平等達成感	41.6%	50.0%
3	男性料理教室の参加者数	46人 (令和元年度)	50人
4	村の審議会等における女性の登用率	29.9%	40.0%
4	区長に占める女性の割合	0地区	3地区
4	村役場の管理的地位にある職員(課長級以上)に占める女性の割合	0.0%	10.0%
5	女性相談センターの認知度	25.1%	40.0%

6 悩みや困った時の主な相談窓口

内容	相談窓口	電話
男女共同参画に関すること	山江村役場 健康福祉課	0966-24-1700
	熊本県 男女共同参画相談室らいふ	096-355-1187
DVに関すること	熊本県女性相談センター	096-381-7110
	熊本県警生活安全相談室	096-383-9110
	DV相談+ (全国共通)	0120-279-889 (つなぐ はやく)
	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (内閣府)	#8891 (はやくワンストップ)
LGBTに関すること	よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338

山江村第3期男女共同参画基本計画(概要版) 令和3(2021)年度~令和7(2025)年度

(発行) 山江村 健康福祉課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲 1356-1

TEL 0966-24-1700 FAX 0966-24-5669